

石川県省エネ設備等導入支援事業費補助金交付要綱

（通則）

第1条 石川県省エネ設備等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）を財源として、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び石川県補助金交付規則（昭和34年規則第29号）に定めるところによるほか、この要綱で定めるところによる。

（補助金交付の目的）

第2条 この補助金は、石川県（以下「県」という。）が、電気代や燃料費の高騰などにより厳しい経営環境に置かれている事業者を支援するため、省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の導入を支援することで、エネルギー使用量の削減を通じたコスト低減と経営の安定化を図ることを目的とする。また、環境規制強化や脱炭素化の進展を踏まえ、省エネ・脱炭素化への移行を促進することで、県内企業等の競争力向上と産業の持続的発展に資するものとする。

（補助対象事業等の内容）

第3条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助対象期間は別表1に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第1号による補助金交付申請書を別に定める期限までに、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、前条の規定により申請書の提出があったときは、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、適当と認めたときは、交付決定通知書を交付申請者に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 交付申請者は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の決定通知書を受けた日から起算して10日以内に書面をもって知事に申し出なければならない。

(補助事業の変更、中止又は廃止の承認)

第7条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに様式第2号による変更(中止、廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費総額の20%を超える減額を行おうとする場合
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合(20%以内の変更を除く。)
- (3) 補助事業の内容を変更しようとする場合(ただし、事業の目的等に関係がない事業計画の細部の変更であると認める場合を除く。)
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったとき
- (6) その他知事が特に認める場合

(事情変更による決定の取り消し等)

第8条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業遂行状況の報告)

第10条 補助事業者は、知事が必要と認めたときは、速やかに補助事業遂行状況報告書により補助事業の遂行状況を知事に報告しなければならない。

(補助事業実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了してから2週間以内(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)又は別に定める期限のいずれか早い日までに、様式第3号による補助金実績報告書(以下「報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、千円未満は切り捨てるものとする。

(是正のための措置)

第13条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の報告があった場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

(補助金の交付の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、補助金の額の確定通知を受けた後に、様式第4号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第15条 知事は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他これに基づく知事の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還させることができる。

(延滞金)

第17条 補助事業者は、補助金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該返還を要する補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 知事は、第一項の場合においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(取得した財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って効率的に運用しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第5号による取得財産管理台帳を備え、管理しなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業の完了後、前項の取得財産管理台帳の副本を作成し、第11条に定める実績報告書とともに知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が税抜単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を準用するものとし、補助事業者は、当該期間において、前項の取得財産等を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、廃棄し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - 3 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、予め財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

- 第20条 補助事業者は、補助事業に係る収支について明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査)

- 第21条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(事業終了後の調査)

- 第22条 補助事業の終了後、石川県から補助事業者に対して省エネ・再エネ効果等に関する聞き取り調査、アンケート調査等を行うことがある。

(J-クレジット対象設備のモニタリング調査)

- 第23条 補助事業により設置したJ-クレジット対象設備の稼働日以後、対象設備の電気使用量等について、県の求めに応じ、8年間毎年報告しなければならない。

(反社会勢力の排除)

- 第24条 知事は、石川県暴力団排除条例第6条に基づき、補助事業者（法人の役員等も含

む。)が、暴力団員及び暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者である場合には補助金を交付しないものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

補助対象事業	エネルギー（燃料・電力）の消費抑制を図るために、既存の生産設備等を省エネ設備へ更新する事業、既存の生産設備等に省エネ機能を付加する事業、新たに省エネ設備を導入する事業、遮熱・断熱工事を行う事業、再エネ設備を導入する事業	
補助対象者	別表2における「中小企業者等」であって、以下の（１）～（４）をすべて満たすこと。 （１）石川県内に主たる事業所を有する中小企業者等であること。 （２）設備を導入する拠点が「いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO」に登録されている、もしくは本補助金申請時から過去３年以内に省エネ診断を受けていること。 （３）（２）において「いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO」の登録もしくは登録申請の誓約を要件とする場合には、「いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO」申請様式内の「簡易診断シート」による補助対象事業の試算結果を添付すること。 （４）省エネ・再エネ設備の導入を、「県内の事業所」に導入すること	
補助対象経費	以下の①、②の項目について、「県内の事業所」で実施する事業を対象とする。	
	①省エネ・再エネ設備導入に要する経費（必須経費）	②遮熱・断熱に要する工事費
	省エネ・再エネ設備の導入に要する経費 ※税抜「単価」が100万円以上の設備のみ ※「付帯工事など、設備の取得価格に含まれる工事費」、「設置搬入費」、「設計費」、「部品を組み合わせて自ら装置を製作する場合の部品費」は、補助対象経費に含めることができる。	遮熱・断熱工事に必要な経費 ※①で空調を申請している場合に限る。
補助率	1/2	
補助限度額	6,000千円以内 ただし、下限500千円とする。	2,000千円以内 ただし、下限500千円とする。
補助対象期間	交付決定日～翌年2月12日以内	

別表 2 (第3条関係)

本事業における「中小企業者等」とは、ア～ウのいずれかに該当する者とする。

※なお、「会社」とは、中小企業基本法（第2条）に基づく会社法上の会社（営利法人）をいう。

ア【中小企業者（組合関係以外）】

- ・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

主たる事業として営んでいる業種	資本金（資本の額または出資の総額）	従業員数〔常勤〕 （注1）
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5千万円	100人
小売業	5千万円	50人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5千万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

（注1） 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試

みの使用期間中の者は含まれません。

ただし、次の（１）～（５）のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。

（みなし大企業）

- （１）発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （２）発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- （３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- （４）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（１）～（３）に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- （５）（１）～（３）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規程を適用しません。

イ【中小企業者（組合関係）】

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合（※注 1）、生活衛生同業小組合（※注 1）、生活衛生同業組合連合会（※注 1）、酒造組合（※注 2）、酒造組合連合会（※注 2）、酒造組合中央会（※注 2）、内航海運組合（※注 3）、内航海運組合連合会（※注 3）、技術研究組合（直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が中小企業者であるもの）

（注 1）その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が 5,000 万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1 億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 50 人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100 人）以下の従業員を使用する者であること。

（注 2）その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の 3 分の 2 以上が 3 億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 300 人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の 3 分の 2 以上が 5,000 万円（酒類卸売業者については、1 億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 50 人（酒類卸売業者については、100 人）以下の従業員を使用する者であるもの。

（注 3）その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の 3 分の 2 以上が 3 億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 300 人以下の従業員を使用する者であるもの。

ウ【中堅企業等】

会社、個人または組合（「イ」に列挙している組合に限る。）のうち、「従業員数（常勤）が 2,000 人以下であること」（ただし、上記「ア」または「イ」に該当するものを除く。）。

住 所
名 称
代表者 職
氏名
申請担当者
電話番号 ()

5 その他（添付書類）

別紙 1

事業目的・計画・内容

(1) 事業テーマ名

(2) 現在の課題

(3) 取組の概要・目的

(4) 省エネ設備・再エネ設備等の概要

(単位：円)

名 称	金額	数量	金額の合計	設置時期	備考
合 計					

(5) 炭素生産性向上の目標

別紙 2

経費の配分及び収支予算

①経費の配分

(単位：円)

対象経費区分	補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象 経費 (税抜)	補助金 申請額	備考
省エネ・再エネ 導入に要する経 費				
遮熱・断熱に要 する工事費				
合 計				

②収支予算

(単位：円)

支 出		収 入	
区 分	金 額	区 分	金 額
事 業 費		自己資金	
		補 助 金	
その他の経費		そ の 他	
合 計		合 計	

注意

- 1 支出と収入の合計が一致するものであること。
- 2 補助金の額は、「①経費の配分」の「補助金申請額」欄の合計欄の額と一致すること。

様式第2号

令和 年 月 日

石川県知事 殿

住 所

名 称

代表者 職

氏名

印

申請担当者

電話番号 () -

石川県省エネ設備等導入支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知を受けた上記事業について、変更（中止、廃止）したいので、石川県補助金交付規則及び石川県省エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

2 補助金額

3 変更（中止、廃止）の内容

様式第3号

令和 年 月 日

石川県知事 殿

住 所

名 称

代表者 職

氏名

印

申請担当者

電話番号 () -

石川県省エネ設備等導入支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付けで交付決定通知を受けた上記事業について、事業が完了しましたので、石川県補助金交付規則及び石川県省エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱の規定により書類を添えて報告します。

記

1 事業テーマ名

2 事業の実施期間

(1) 事業開始日 令和 年 月 日

(2) 事業終了日 令和 年 月 日

3 事業実績 別紙1、別紙2のとおり

4 その他（添付書類）

写真、平面図等、導入後の状況が分かる資料を添付してください

別紙 1

事業実施結果

1 事業の実施結果

(1) 事業テーマ名

(2) 取組の概要

(3) 省エネ設備・再エネ設備等の概要

(単位:円)

名 称	金 額	台数	金額の合計	設置時期	備考
合 計					

※機器の詳細・写真等

(4) 炭素生産性の向上

別紙２ 経費の配分及び収支決算

①補助事業に要する経費等

(単位：円)

対象経費区分	補助事業に 要する経費 (税込)		補助対象 経費 (税抜)		補助金 充当額	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
省エネ・再エネ設 備導入に要する 経費						
遮熱・断熱に要す る工事費						
合 計						

②補助事業に要する経費の収支

(単位：円)

支 出			収 入		
区 分	金 額		区 分	金 額	
	予算額	決算額		予算額	決算額
事 業 費			自己資金		
			補 助 金		
その他の経費			そ の 他		
合 計			合 計		

様式第 4 号

令和 年 月 日

石川県知事 殿

住 所
名 称
代表者 職
氏名 印
申請担当者
電話番号 () -

石川県省エネ設備等導入支援事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付けにより補助金の額の確定通知のあった上記事業について、補助金の精算払を受けたいので、石川県補助金交付規則及び石川県省エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱の規定により下記金額を請求します。

記

請 求 額 円

内 訳	交付決定額	円
	確 定 額	円
	今回請求額	円
	残 額	円

(振込先)

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

取得財産管理台帳

(単位：円)

財産名	単価 (税抜)	数量	金額 (税抜)	取得年月日	処分制 限期間	保管場所	補助率	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第 19 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 処分制限期間は、補助事業により取得した財産の種類ごとに、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を準用する。
3. 取得年月日は、納品年月日を記載すること。
4. 補助率は、本交付要綱第 4 条別表 2 に定める補助率を記載すること。